

【12月6日付】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワ

シントン州の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」への追加）

●ワシントン州に居住・滞在されている方で、12月8日（水）午前0時（日本時間）以降に日本に入国する場合には、ワクチン接種状況等にかかわらず全員が検疫所長の指定する場所において3日間の待機を求められます。

1 オミクロン株感染者の発生を受けた水際対策措置として、12月6日、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に、当館管轄地域であるワシントン州を含む国・地域が新たに指定されました。

2 この指定に基づき、今回指定された州に居住・滞在されている方で日本時間12月8日（水）午前0時以降に日本に帰国・入国される方（日本人を含む全員）は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限ります。ご自身等で宿泊予約等する必要はありません。）において3日間待機することを求められます。

3 検疫所長の指定する場所にて3日間待機した後、入国後3日目（注：入国日を含めない）に改めて検査を行い陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間をご自宅等で待機して頂くこととなります。

○外務省広域情報

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2021C153.html

○水際強化措置に係る指定国・地域の一覧（12月6日時点）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1206_list.pdf

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくととも

にお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。以下のURLをご参照ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

■ 発信元：在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL:(206)-682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>